職員の常勤確認について

平成18年7月1日施行 平成23年4月1日改定 平成24年7月1日改定 平成28年4月1日改定 令和元年5月1日改定 令和3年4月1日改定 令和4年4月1日改定

技術職員等の常勤確認については、経営事項審査では「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用 関係がある者」、技術者登録では「登録日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的雇用条件がある者」が 対象となります。

技術職員等の「常勤確認資料一覧」

(技術職員名簿、CPD単位を取得した技術者名簿、技能者名簿及び建設業に従事するその他職員等確認票並びに技術者登録)

〇被雇用者の場合

原則として「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「社会保険の標準報酬決定通知書・資格取得確認通知書」で確認します。

ただし、保険加入の適用除外などの理由で上記資料の提出が困難な場合は、原則として「雇用保険被保険者 資格喪失届」及び下記一覧のうち優先順位2Bから6までのいずれか1つの資料を提出してください。

なお、同じ優先順位の資料2つでは認められません。

※「★」マークの条件は、経営事項審査に係る技術職員の事前確認のみに適用されます。

※下記の書類は必ず提出時に原本から直接コピーしたものを提出し、用紙の中心にコピーするように(コピーした内容が欠けていないか注意)してください。また、個人番号(マイナンバー)が記入されている場合、黒塗り (原本に付箋紙を貼ってコピー等)してください。

	先 位	種類	適用
1		雇用保険被保険者資格喪失届 (雇用保険資格喪失確認通知書) ※個人番号(マイナンバー)が記 入されている場合、黒塗り(原本 に付箋紙を貼ってコピー等)する こと	・原則として、被保険者区分が「1又は9一般」、「4又は5高年齢」に限る。 ★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること ・ただし「有期契約労働者」「3短期間」の場合については、審査基準日(登録日)を基準として、被保険者となってから1年以上経過しているものは可。 ・基準日の後に離職した者については、「雇用保険資格喪失確認通知書」を提出してください。
		社会保険の標準報酬決定通知書	・直近のもの
2	A	社会保険の資格取得確認通知書 (資格を取得した被保険者の届出を 受けて発行される通知書)	・算定基礎届提出後の雇用者分 ★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること
	В	住民税特別徴収税額通知書	事業所名の記載があるもの直近のもの
	3	健康保険証 ・全国健康保険協会 (協会けんぽ) ・国民健康保険組合 (同業者の地域健保組合) ・組合管掌健康保険組合 (会社単位の健保組合)	・事業所名の記載があるもの(建設国保の場合は、加入証明書も必要。) ★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること ・資格取得日が審査基準日の1年以上前である場合は、「優先順位2」 の書類を提出すること ・優先順位2Aとの組合せは不可。
	4	中退金等の「掛金納付状況票及び 退職金試算表」	★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること ・建退共(建設業退職金共済)は不可
	5	特定退職金共済制度退職金共済証 及び加入証明書	★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること
	6	出勤簿 タイムカード 給与支給明細書 源泉徴収簿(賃金台帳)	★経営事項審査申請時は審査基準日前の6ヶ月超分が必要 ・技術者登録時は登録日前の3ヶ月分

その他の常勤確認について

下記の書類の提出時は必ず原本から直接コピーしたものを提出し、用紙の中心にコピーするように(コピーした内容が欠けていないか注意)してください。書類に見切れや不鮮明な部分があると、原本の確認を要します。

〇高年齢者雇用安定法の継続制度対象者

雇用期間が限定されていても評価対象に含まれますので、「〇被雇用者の場合」の提出資料(2つ)に加えて、継続雇用制度の対象者であることを証する書面(常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則)を提出してください。

〇後期高齢者等(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)

優先順位1、2B、4、5、6のいずれか1つの資料と下記の資料で確認します。

〇個人事業主、専従者の場合

所得税確定申告書	・税務署の受付印のあるもの、または作成した税理士捺印のあるもの
(申告書B第一表・第二表)	・電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を添付してください

〇法人の役員の場合

商業登記簿謄本(写し)を必ず提出することとし、加えて常勤確認資料一覧の優先順位2(社会保険関係・住民 税特別徴収関係)及び法人税確定申告書の役員報酬欄を提出してください。なお、出勤簿では確認できません。

〇法人の役員の同居家族の場合

健康保険証の写し(資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であるもの)及び優先順位2(社会保険関係・住民税特別徴収関係)を提出してください。

留意事項

- ・技術者登録と経営事項審査の事前確認は基本的に別々のものとしてとらえてください。経営事項審査の事前確認 を行っているからといって技術者登録されているわけではありません。県に指名願いを提出している方はそれぞれ 行ってください。
- 技術者登録は、技術職員が変動した都度行ってください。
- ・経営事項審査の事前確認は、審査基準日(決算日)現在のもので年一度行ってください。
- ・経営事項審査の事前確認を受ける場合、実務経験証明書、雇用保険の短期者(1年以上は一般扱い)など、期間の定めのある書類を添付する際、必ず審査基準日(決算日)現在で要件を満たしていることが必要です。
- ・資料を提出した場合でも、内容によっては、雇用状況等の聞き取り等の口頭での確認及び追加の資料提出をお願いする場合や、技術者として認められない場合もあります。
- ※提出書類は個人情報保護法に準拠し、当業務以外には使用しておりません。

技術者登録届出書

(2	」(財)	青森県建設技術センター 御中]	令和	年	月	В
			(届出者) 〒住所 会社名 代表者氏名 電話 FAX				
	許可都 知事 大臣	許可	(行政書士等の代 〒住所 代理人氏名 電話 FAX	理人)			ED
1	区新・追変・削	7リカナ 技術者 氏 名 有資格コート・	元号 元号 歴史技術者のみ記入) 監理技術者	年		H・昭和S・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大正T) 日 雇 1
2	区 新・追変・削	フリカ・ナ 技術者 氏 名 有資格コート・ 業種コート・(実務経験、大臣認定及び登録基	元号	年		H・昭和S・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大正丁) 日 雇1
3	区 新·追变·削	7リカ・ナ 技術者 氏 名 有資格3-ト・ 業種3-ト・(実務経験、大臣認定及び登録者	元号 元号 歴史技術者	年		H・昭和S・ 	大正T) 日 雇1
4	区 新·追变·削	フリが ナ	元号	年		H・昭和S・ 月	大正丁) 日 雇1
5	区 新 · 加更 · 削除	フリカ・ナ 技術者 氏 名 有資格コート・ 業種コート・(実務経験、大臣認定及び登録者	元号 元号 歴史技能者のみ記入 監理技術者	年		H · 昭和 S · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	大正丁) 日 雇1

(記載要領)

- ① この届出書は、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類に関わらず、建設業法第7条第2号 又は第15条第2号に該当する者について、1枚につき5名までをまとめて記載し、1部を持参又は郵送すること。
- ☑で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラ ムから文字がはみ出ないように記入すること。
- 「年月日」の欄には、届出年月日を記入すること。
- 「許可番号」の欄には、
- 現在許可を受けている許可番号を記入すること。 $2 \begin{pmatrix} 3 & 4 \end{pmatrix}$ 「知事許可/大臣許可」については、不要のものを消すこと。 (例) 知事許可 0 0 1 2 3 4 右詰めとし、空のカラムには「0」を記入すること。
- 「届出者」欄には、法人である場合には、本店の住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号、FAX番号を記載す ること。また、個人である場合は、本店の住所、商号又は名称、事業主氏名、電話番号、FAX番号を記載すること。 「代理人」欄には、届出する建設業者の代理人として行政書士等が手続を行う場合に記入し、委任状を添付すること。
- ⑥ 「区分」は新規・追加変更・削除のいずれか該当するものを〇で囲むこと。(各添付書類は「12」を参照)
- 「氏名」欄には、姓と名の間を空けずに、左詰で記入し、フリガナも記入すること。なお、新字、旧字体等について は、住民票の字体によるものとする。(記入例) 青森太郎
- 「生年月日」欄には、「元号」のカラムに略号(令和:R $_$ 平成 $_$ H $_$ 昭和:S $_$ 大正: $_$ T) を記入すること。右詰で 記入し、空のカラムには「O」を記入すること。(記入例) S 2 6 年 0 4 月 0 1 日
- 「有資格コード」欄には、別表の技術者資格区分表より該当する「技術者登録コード(2ケタ)」を左側から記入す ること。また、<u>資格を追加・変更する場合は、追加又は変更するコードのみを記入する</u> (記入例 1級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士の資格を有する者の場合) ┃1 1 1 1 4 1 4
 - ※ 2級建築施工管理技士について
 - … 青森県では、当県発注工事における解体工事施工の可否について区別するため、便宜上、以下の独自コード を設けて技術者登録を行っておりますので、あらかじめ御承知おきください。
 - 21:平成28年度以降に当該資格を取得した者又は平成27年度以前に当該資格を取得した者で、かつ、登録 解体工事講習の受講若しくは解体工事業に係る実務経験 (1年以上) により解体工事業の技術者の要件を 満たすこととなった者
 - 2 Z:平成27年度以前に当該資格を取得した者で、解体工事業の技術者の要件を満たしていない者
- ⑩ <u>「業種コード」の欄には、上記有資格コードが「01」~「04」「36」である者のみ記入し、それ以外の者は記入不要。</u> 建設業法第7条第2号イ(学校等経験者)、法第7条第2号ロ(実務経験者)及び法第15条第2号ハ(国土交通大臣 認定者及び指導監督的実務経験者)に該当する者についてのみ、下表<u>のうち該当する業種コードを左側</u>から記入すること。

業種コード

<u></u>								
コート゛	建設工事の種類	略号	コート゛	建設工事の種類	略号	コート゛	建設工事の種類	略号
0 1	土木一式工事	±	1 1	鋼構造物工事	鋼	2 1	熱絶縁工事	絶
0 2	建築一式工事	建	1 2	鉄筋工事	筋	2 2	電気通信工事	通
0 3	大工工事	大	1 3	舗装工事	舗	2 3	造園工事	康
0 4	左官工事	左	1 4	しゆんせつ工事	しゆ	2 4	さく井工事	#
0 5	とび・土工・コンクリート工事	٢	1 5	板金工事	板	2 5	建具工事	具
0 6	石工事	石	1 6	ガラス工事	ガ	2 6	水道施設工事	水
0 7	屋根工事	屋	17	塗装工事	塗	2 7	消防施設工事	消
8 0	電気工事	電	18	防水工事	防	2 8	清掃施設工事	清
0 9	管工事	管	1 9	内装仕上工事	内	2 9	解体工事	解
10	タイル・れんが・ブロック工事	タ	2 0	機械器具設置工事	機			

- 「監理技術者番号」欄には、監理技術者資格者証を取<u>得している者について、交付番号</u>を記入すること。 (記入例 交付番号00010123456の場合) 0 0 0 1 0 1 2 3 4 5 6
- <u>添付書類(各々該当するものを一部ずつ。コピーは原本からの鮮明なコピーであること。)</u>
 - ①区分欄「新規」(新規登録の場合)

住民票の原本(届出日以前3ヶ月以内のもの)+雇用関係を証する書類(2種類)のコピー+次のうち該当するもの。

- ・国家資格を有する者・・・・・・資格証明書のコピー
- ・監理技術者資格者証を有する者・・監理技術者資格者証(表・裏のコピー※裏面は講習修了証貼付)
- ・実務経験により申請する者・・・・実務経験証明書
- ②区分欄「追加変更」(資格の追加、変更の場合)

変更等に係る国家資格資格証明書等のコピー

監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習(登録講習)修了証のコピー

実務経験者の場合は、実務経験証明書+雇用保険被保険者資格喪失届(在籍確認のため)

氏名に変更がある場合は、戸籍抄本の写し

③区分欄「削除」(技術者削除の場合) 添付書類は不要。

③ 提出先・お問合せ

(公財) 青森県建設技術センター 〒030-0822 青森市中央3-21-9

TEL:017-718-4181(直通) 017-777-6545(代表) FAX:017-777-6646

技術職員名簿及びその他職員名簿内容確認願

(公財)青森県建設技術センター理事長 殿

令和	午		
┰┸	+	尸	

別紙技術職員名簿の記載内容とその他職員名簿の内容について確認願います。

	〒 一 住所
	商号又は名称
	代表者氏名
	担当者氏名
申請	電話番号
申請者欄	FAX
	許可番号 大臣許可 知事許可 知事許可
	経審を受けようとしている業種
	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 い 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 業 種 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29
	審査基準日 令和 年 月 日
下記	!に該当する項目の右欄にチェック(√)を一つだけしてください。

現在、県の入札参加資格の認定を受けている。※1	
現在、県の入札参加資格の認定は受けていないが、申請を行う予定である。※1	
県の入札参加資格の申請を行う予定はない。※2	

- 建設業に従事するその他職員等確認票(指名願提出予定ありの様式添付)
- 建設業に従事するその他職員等確認票(指名願提出予定なしの様式添付) **%**2

添付書類

- 技術職員名簿、建設業に従事するその他職員等確認票を各2部(1部は県提出用)資格証の写し(1部)
- 2
 - ※有効期間の定めがない資格のうち、既にセンターへ提出したものの添付は不要です。
- 3 常勤確認資料の写し(1部)
 - ※当センターホームページ(www.akgc.or.jp/)の技術者登録及び経審事前確認関連改定情報等を参照のこと ※添付書類の写しは、提出時に原本から直接コピーしたもので明瞭なものにしてください。 ※虚偽の資料を提出した場合は、営業停止等処分の対象になりますのでご留意ください。
- 4 返信用封筒を1部(切手含む)
- 5 技術職員名簿事前確認チェックリスト(手書きでチェックを入れたもの)

代理人欄	〒 一 住所 商号又は名称 担当者氏名	ED
1179	電話番号 FAX	

※代理人欄は法律の定めのある場合を除き行政書士として登録された者のみ記入してください。 ※代理人が申請する場合は、行政書士法施行規則第9条第2項の規定による職印の押印が必要です。

(用紙A4) 2 0 0 0 5

技 術 職 員 名 簿

項番 3 5 数 8 1 頁

頁

許可番号	
申請者	

	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢			業種 コード 3	有資格 区分 コード 5	講習受講	業種 コード 10	有って	育資格 区分 ュード	講習受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1					8	2									
2					8	2									
3					8	2									
4					8	2									
5					8	2									
6					8	2									
7					8	2									
8					8	2									
9					8	2									
10					8	2									
11					8	2									
12					8	2									
13					8	2									
14					8	2									
15					8	2									
16					8	2									
17					8	2									
18					8	2									
19					8	2									
20					8	2									
21					8	2									
22					8	2									
23					8	2									
24					8	2									
25					8	2									
26					8	2									
27					8	2									
28					8	2									
29					8	2									
30					8	2									

許可番号	
申請者	

CPD単位を取得した技術者名簿 (技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
上記技術			
技術職員			
CPD単位			

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、口若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、口若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 2 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げる CPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

様式第5号

許可番号	
申請者	

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい 評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、〇印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、〇印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に〇印が記載された者、「控除対象」の欄に〇印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

CPD単位取得数算定表 (経営事項審査用)

令和 年 月 日 審査基準日:CPDの証明期間末日が審査基準日と一致しているか確認する。

- ・対象期間:CPDの証明書の対象期間が審査基準日以前1年間となっていることを確認する。
- ・技術者一人当たりの最大取得数は「30」となっており、換算後の取得CPDの小数点以下は切り捨て。
- ・通番及び氏名の順序は各名簿と一致させ、CPD取得の有無によらず全員を記載し、取得実績がない場合は「(取得なし)」を選択。
- ・技術者一人につき最大取得 CPD を認定する 1 認定団体のみを記載。
- ・CPD単位取得証明書の写しを添付すること。

※「別紙二 技術職員名簿」に記載の技術者から通番順に記載し、続けて「様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者 を記載すること。

名簿 様式の別	通番	氏名	生年月日	認定団体 (プルダウンから選択してください)	認定 単位数	CPD単位 (換算後) 【自動計算】
						C
						С
						(
						С
						C
						C
						C
						C
						С
						С
						C
						C
						С
						C
						С
						С
						С
						С
						С
						С
						С
						С
						C
						О
						C
						О
						0
						С
						С
						C
				CPD単位	計(単位) その他の寒态で	0

「別紙三 その他の審査項目」項番49

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を 提出する予定がある方

					提出する予定	
			許可番号			
			申請者			
			審査基準日			
	記載にあたっての注意事項 ⇒ 経営事項審査を受ける青森県知事許可のある方は、この様式を使用し、以下1、2 ⇒ 1欄及び2欄の合計(重複計上しない)なしてください。	2及び3欄を全て	大臣許可業者のう て記載してください	0		
. 3						
	A 技術職員名簿記載人数	人				
	B 技能者名簿記載人数		(うち、技術職員	名簿掲載者数	В]人)
	C CPD単位を取得した技術者名簿記載人	数 人	(うち、技能者名		С'	人)
3	建設業に従事する経理資格保有職員	数				
			経理資格保有職 注1	員名簿	注2	注3
			氏名	生年月日	公認会計士等	二級登録経理語 験合格者
]	D 公認会計士等の数	人				
]	E 二級登録経理試験合格者等の数	人				
					-	
	主1 雇用期間を特に限定することなく常時原む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登	る方は、氏名を()書きにしてくださ	さい。		全
泊泊	む)を記載してください。1欄にも該当する	る方は、氏名を(録経理試験合	()書きにしてくだる 格者(旧一級建設	さい。 業経理事務士)	」のいずれかに	含
泊泊	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建	る方は、氏名を(録経理試験合	()書きにしてくだる 格者(旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿 注4	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。	
泊 <u>泊</u> 交	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、〇を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数	る方は、氏名を(録経理試験合	()書きにしてくだる 格者(旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿	さい。 業経理事務士)	」のいずれかに してください。 従事内容(複数選択可)
<u> </u>	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数	る方は、氏名を(録経理試験合	()書きにしてくだる 格者(旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿 注4	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(_{役員・庶務・経理}	複数選択可)
注 3 3	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計	る方は、氏名を(録経理試験合	()書きにしてくだされる (旧一級建設	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。	複数選択可) !・営業・その他 !・営業・その他
注 3 3	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計 (A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資	る方は、氏名を(録経理試験合	()書きにしてくだる 格者(旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿 注4	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(_{役員・庶務・経理} _{役員・庶務・経理}	複数選択可) !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他
注 3 3 3	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計	る方は、氏名を(録経理試験合	()書きにしてくだされる (旧一級建設	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理	複数選択可)
注 3	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計 (A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資	る方は、氏名を(録経理試験合	()書きにしてくだされる (旧一級建設 本 (旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿 注4 氏名	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理	複数選択可) 1 ・営業 ・ その他
注 3 3 3	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計 (A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資	る方は、氏名を(録経理試験合	()書きにしてくだされる (旧一級建設 本 (旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿 注4 氏名	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理	複数選択可)
注 3 3	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計 (A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資	る方は、氏名を(録経理試験合	()書きにしてくだされる (旧一級建設 本 (旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿 注4 氏名	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理	複数選択可) !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他
注 3 3	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計 (A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資	る方は、氏名を(録経理試験合	()書きにしてくだされる (旧一級建設 本 (旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿 注4 氏名 1 2 3 4 5 6	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理	複数選択可)
注 3 3	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計 (A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資	5方は、氏名を(会録経理試験合 設業経理事務	()書きにしてくだされる (旧一級建設 本 (旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿 注4 氏名 1 2 3 4 5 6 7	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理	複数選択可) !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他 !・営業・その他
注 到	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計 (A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資	る方は、氏名を() 録経理試験合 設業経理事務 	()書きにしてくだされる (旧一級建設 本 (旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿 注4 氏名 1 2 3 4 5 6 7 8 9	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理	複数選択可) 1 ・営業 ・ その他
注 到	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計 (A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資	5方は、氏名を() 録経理試験合 設業経理事務	()書きにしてくだされる (旧一級建設 本 (旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿 注4 氏名 1 2 3 4 5 6 7 8 9	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理	複数選択可) ! ・営業 ・その他
注 注 交	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計 (A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資	る方は、氏名を() 録経理試験合 設業経理事務	()書きにしてくだされる (旧一級建設 本 (旧一級建設 士)」に該当する場 その他職員名簿 注4 氏名 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理	複数選択可) 1 ・営業 ・ その他
注 注 . 交	む)を記載してください。1欄にも該当する 主2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登 該当する場合は、○を記入してください。 主3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建 建設業に従事するその他職員数 F その他職員数 G 建設業に従事する職員数合計 (A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資	5方は、氏名を() 録経理試験合 設業経理事務	()書きにしてくだされる (旧一級建設 土)」に該当する場 その他職員名簿 注4 氏名 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	さい。 業経理事務士) 合は、○を記入	」のいずれかに してください。 従事内容(役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理 役員・庶務・経理	複数選択可) 1 ・営業 ・ その他 1 ・営業 ・ その他

118

該当しない職員(役員含む)を1欄、2欄及び3欄の合計(重複計上しない)が50人になるまで記載してください。

建設業に従事するその他職員等確認票 青森県へ指名願を

		提出する予定のない方
	許可番号 申請者 審査基準日	
 記載にあたっての注意事項 ⇒ 経営事項審査を受ける青森県知事許可業者で、今後青を使用し、以下の「建設業に係る経理資格保有職員数」 ⇒ この様式で確認を受けた後、青森県に指名願を提出す予定のある方」の様式で確認を受ける必要があります。 	について記載してください	No.
建設業に従事する経理資格保有職員数		
	経理資格保有職員名簿 注1	注2 注3
	氏名 生4	平月日 公認会計士等 二級登録経理 試験合格者
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者等の数		
注1 雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている。 む)を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を(注2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合 該当する場合は、○を記入してください。)書きにしてください。	
注3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建設業経理事務:	士)」に該当する場合は、(つを記入してください。

業種別技術職員コード表 1/4

「5」・・・5点(技術職員区分:1級) 「4」・・・4点(技術職員区分:監理補佐) 「3」・・・3点(技術職員区分:基幹技能者) 「2」・・・2点(技術職員区分:2級)「1」・・・1点(技術職員区分:その他) 「1_※」・・・1点(実務経験3年) 「1_○」・・・1点(実務経験5年)

 $_{*}$ 「 1_{*} 」及び「 1_{\circ} 」については、令和5年7月1日以降の審査基準日において適用されます。

																	建設	:業σ)種類	Į												
	コード	資格区分			土 PC	C 建	上大	左	ے	法	石	屋	10000000000000000000000000000000000000	り	鋼	橋	筋	舗し	ノ 板	i ガ	塗	防) 内	機	絶	通	園	井	具 7	と 消	清	Ē
	001		命)		1 1	+	1	1	1		1	1 -	1 1	1	!	1	-	1 .	1 1	1	1	1	+	1		1	1		1 /	1 1	+-	4
		送第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験)			1 1	+	1 1	+ -	11	- 	1	1 -	<u>' '</u> 1 1	1	1	1	1	-	'	1	1 1	1	<u> </u>	1	<u> </u>	1	11	- 	1 -	<u>' </u>	+	ᅻ
					1	- -	+-	!	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	!	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	ļ.	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	' 	 	i	+-	÷
		法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)			1 1		1	1	<u> </u>	1	1	1 1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1	1	1	1	1	1	 	1	1	1 <u> </u>	1 1	1 1	+	4
	004	法第15条第2号 ハ 該当(同号口と同等以上)			1 1	1	1	1	1	1	1	1 -	1 1	1	1	1	1	1 '	1 1	1	1	1	11	1	1	1	1	1	1 1	1 1	11	_
	005	令第28条該当(主任技術者となる資格を有し、1級	技士社	補である者)	4 4	. 4	1 4	4	4	4	4	4 4	4 4	- 4	4	4	4 4	4 4	4 4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4 4	4 4	4	۲
	111	1級建設機械施工管理技士			5 5	<u>;</u>			5	5	į						į	5												į	į	
	212	2級建設機械施工管理技士 (第1種~第6種)			2 2	2	1	i	2	2		İ		İ			,	2	İ		İ	i	$\overline{1}$								1	
	113	1 級土木施工管理技士			5 5	-	\dagger	1 %	+ +	5	5	<u>i_</u> 1		1;	. 5	5	- -	+	5	<u> </u>	5	1 »	_ <u>i</u> **		1 *	<u>i </u>		1 *	+	5	11:	*
		1級土木施工管理技士補				+	+	!'^ !a	i i	÷			<u> </u>	- 	•			÷		<u> </u>	÷	!		<u> </u>	<u> </u>				<u>_</u>		÷	
			i	i		\dotplus	\dotplus	1 *	! !	1 *	- !		-	1 ;	•	<u> </u>	1 *	÷	*	<u> </u>	!	« 1 »		<u> </u>	1 *		<u> </u>	1 *	<u> </u>	*	1 »	Į.
	214	2級土木施工管理技士		土 木	2 2	<u>- </u>	\perp	1 0	2	2	2	1 0	<u> </u>	1 (2	2	10	2 2	2	<u> </u>	1 c	10)	<u> </u>	10)		10		2	1 (0
	21J	2級土木施工管理技士補		土 木				1 0	10	10	1 0 1	1 0	į	1 ()		10	1	0	İ	1 c	10)	į	1 0)		10	1	0	1 0	0
	215	2級土木施工管理技士	種	鋼構造物塗装				1 0	10	10	10	1 0		1 ()		10	1	0		2	10)		10)		10	1	0	10	0
	21K	2級土木施工管理技士補	別	一 鋼構造物塗装				10	10	1 o	10	1 0		1 ()		10	1	0		1 c	10	 o		10)	П	10	1	0	10	0
		2級土木施工管理技士		薬 液 注 入		+	+	+	2				+	1 (10	+	0	+	+-	10		-	1 0		$\vdash \uparrow$	10	 -	0	10	
				<u> </u>		\dotplus	+	+	+ +		-		╬	-				+		 	 	 		<u> </u>	+		$\vdash \vdash$				i	
		2級土木施工管理技士補		薬液注入		<u> </u>	\dotplus	10	! !	10			-	1 (i		10	- 1	0	-	<u> </u>	10		-	10	-	-	10		i	10	
	120	1級建築施工管理技士				5	5 5	5	5	5	5	5	_	5	5	5	5		5	5	5	5	5	1 *	<u>*</u> 5			_	5 1	* 1 *	* 1 *	*
	12C	1級建築施工管理技士補				į	1 >	_* 1 *	« 1 »	1 *	1 * 1	1 *	İ	1 ;	K		1 *	į	1	<u>*</u> 1	× 1 »	« 1 »	* 1 ;	» 1 »	« 1 »	(1 * 1	* 1	» 1 »	*
7	221			建築		2	2 1 0	o 1 c	10	10	10	1 0		1 ()		10		1	010	10	10	o 1	010	10)			1 0 1	010	010	C
建 設		2級建築施工管理技士	種	<u>*</u> !躯 体		\dagger		10	+ +				-	2	2	2	2		+	-	+	<u> </u>	<u> </u>	+	10		\sqcap			010		
建 設 業 法			別	仕上げ	1 1	+	-i	1	1 1	- i	—i		-	-i	1		i	<u> </u>	- i -		 	<u> </u>	-	-	<u> </u>	_	\vdash	— i	— i	_ i	-	
法	223	O (III 77) (A) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		ir T D	H	+		2	+ +		2		<u> </u>	2			10	-		2	•	•		÷	2	•	\square			010	-	
技		2級建築施工管理技士補				<u> </u>	1 (010	10	10	101		_	1 ()		10	-	1	010	10	10	<u>1</u>	010	10)	 		1 0 1	010	1 ((
術検定)	127	1級電気工事施工管理技士										Ę	5								_			1 »	K					1 »	*	_
定	12E	1級電気工事施工管理技士補								İ		Ī						Ī			_	-		1 »	*		1		İ	1 »	*	
J	228	2級電気工事施工管理技士				1	+	†		+	+	2	2							+	1		<u> </u>	10			\Box	+	1	10	0	•
		2級電気工事施工管理技士補				+	+	!		+	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	!		+	- -	<u> </u>	+	!	<u>!</u>	-i	10		-		+	+	1 0		-
					<u> </u>	+	+	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	+	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		- -		<u> </u>	<u> </u>	<u>i</u> !	╁		:	<u>i</u>	 	+				_
		1級管工事施工管理技士				\dotplus	\dotplus	 		_	<u> </u>		5)			1 *	-	<u>*</u> 1		<u> </u>	<u> </u>	╄	- i	* 1 *		 	1 * '	1 * 1		<u>*</u> 1	
	12G	1級管工事施工管理技士補				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>									1 *	1	* 1	*	<u> </u>		<u> </u>	1 %	« 1 »	ŧ		1 **	1 * 1	* 1 *	* 1 *	>
	230	2級管工事施工管理技士								į	į		2	:			10	1	0 1	0				10	o 1 o)		10	1 0 1	010	010	(
	23A	2級管工事施工管理技士補 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				1		1				į					10	1	01	0	i		T	10	10)	П	10	101	010	010	(
	131				 	\dagger	+	†		+	+		+	+			i	+		i	i		\dagger	+	\dagger	5	H	十	十	+	\dagger	_
		2級電気通信工事施工管理技士				+	+	+		+	<u> </u>		+		<u> </u>			-		+	-	<u> </u>	+		+	2	1 1	\dashv	+	-	╁	_
						\dotplus	\dotplus	<u> </u>			-		-		İ					<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		\vdash		! !	<u> </u>	+	<u> </u>	╄	_
	133	1級造園施工管理技士				<u> </u>	<u> </u>	1 *	1 *	1 *	1 * 1	1 *	<u> </u>	1 ;	Ķ.		1 *	_ 1	*	<u> </u>	1 *	< 1 »	*		1 *	(5	1 *	1	*	1 %	*
	13D	1級造園施工管理技士補						1 *	1 *	1 *	1 * 1	1 *		1 >	«		1 *	1	*		1 »	« 1 »	*		1 *	•		1 *	1	*	1 %	×
	234	2級造園施工管理技士						1 c	10	10	10	1 0		1 0)		10	1	0		1 0	10)		10)	2	10	1	0	10	C
	23E	2級造園施工管理技士補				1	+	1 _c	10	10	10-	1 0	+	1 ()		10	1	0	†	1 0	10			10)		10	1	0	10	
					± P	○ 活	₽ ★	-	-	_	_	_		-		趏		_		, ナ <u>ブ</u>	•	•		1 太紅糸	-		圕				-	
	4.0.7	4 VII.7455			<u>!'`</u>	-	-				-	_	=	-			מ ענא	т	J 10	73	<u> </u>	L P/J	+	_	110	匹	M	7	~ [^]	N /F	/F	3
建 築	137	1級建築士			╂┊	— і —	5 5	-			— į	5		5	i	5			_	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	5	-i	—	<u> </u>	\sqcup	\dashv	\dashv	<u> </u>	∔_	_
業 士	238	2級建築士				2	2 2					2		2									2	-								
法	239	木造建築士					2																									
	141	建設 • 総合技術監理(建設)			5 5	;			5	5		Ę	5				ļ	5 5	5		į		T				5			Ī	1	•
			及びコ		5 5		+	i	5		<u> </u>		5	 	5	5		5 5	+	<u>:</u> 	 	<u> </u>	÷		\dagger		5	-		 	Ť	
		農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 (農業 「農業土			5 5	i	 	<u> </u>	5	<u> </u>	<u> </u>	+	-	1			'	- `	-	<u> </u>	<u> </u>	<u>i</u> į	 	<u> </u>	i -			-	<u> </u>	+	+	-
			- ^ \ \ \	/	J 5	<u>'</u>	+	-	٦	٦	- [- -	 	<u> </u>				+	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	+	-	+	<u> </u>		+	+	+	+	_
	144	電気電子 • 総合技術監理 (電気電子)				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>				ξ	5					ļ	<u> </u>	 			<u> </u>		-	5	Щ	_ <u>į</u>	<u> </u>	<u> </u>	1	_
	145	機械 • 総合技術監理 (機械)				_[<u> </u>	<u> </u>		_	_		_ <u>j</u>							<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	5	<u> </u>					<u> </u>		
	146	機械 「流体工学」又は「熱工学」 ・ 総合技術監理 (機械 「流体工	 :学」又	 【は「熱工学」)				İ		i	ĺ	ĺ	5	5			İ		ĺ					5				İ	İ		-	
技 術	147					1	1	1					5	5									<u> </u>		 			+	!	5	 	
士法		上下水道 「上水道及び工業用水道」 ・ 総合技術監理 (上下水道 「上	水道乃			+	+	+		ij	- -	İ	5	÷	!			-		i	 	 	 		+	\vdash	\vdash	5		5	+	٠
法						+	+	+	_	_	<u> </u>	-	+	1		H	+	+,	_	<u> </u>	<u> </u>		+	1	+	 	$\vdash \vdash$	\dashv	+	+	+	
		水産 「水産土木」 • 総合技術監理 (水産 「水産土 	- ハー .)	5 5	<u>' </u>	+	<u> </u>	5	0	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			+	5	i I	<u> </u>	<u> </u>	+	<u> </u>	 	<u> </u>		 	+	<u> </u>	+	_
	150	森林 「林業」 • 総合技術監理 (森林 「林業」)				<u></u>	<u> </u>	<u>!</u>	<u> </u>				-	-	İ			-			<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>i</u>	5	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	_
	151	森林 「森林土木」 • 総合技術監理 (森林 「森林土	木」)	5 5)			5	5																	5					
	152	衛生工学 · 総合技術監理 (衛生工学)											5	5																		
	153	—————————————————————————————————————	「水			Ī	 	Ī		i	İ	İ	5	5				İ	İ	İ		İ	Ī		T			-	!	5	Ť	
		衛生工学 「廃棄物管理」 • 総合技術監理 (衛生工学				+	+	+		-		<u> </u>	5	-				-	<u> </u>			<u> </u>	+		+		\vdash	+	<u> </u>	5	5	
			' I J L	JAWBEJ/		\dotplus	+	+-	<u> </u>	<u> </u>	-	<u> </u>	-	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	-	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	1	+	 	\vdash	 	+	1	+	•
工事士法		第1種電気工事士				<u></u>	+	<u> </u>				2	2	-			_	+	-	-	-	-	<u></u>	<u> </u>	 	<u> </u>	\square	 	+	+	+	
		第2種電気工事士		【3年】				<u> </u>					1				<u> </u>		<u> </u>						<u> </u>					<u> </u>		,
事業法	258	電気主任技術者 (第1種~第3種)		【5年】								-	1																			•
	259	=====================================		【5年】		1	+	Ī		 		İ							İ				<u> </u>			1	\sqcap	 	1		T	
通信事業法		工事担任者		【3年】		+	+	+		<u> </u>	<u> </u>		+						<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	+-		+	1	\vdash	+	+	+	\dagger	•
\ 						+	+	 	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	İ	<u> </u>		ļ	<u> </u>	<u>i</u> i	<u> </u>	<u> </u>	+	İ	 	<u> </u>	$\vdash \vdash$	\dashv	+	+	<u> </u>	•
	265	給水装置工事主任技術者		【1年】			 	<u></u>			-		1	-				-					<u></u>		 	_	igspace	<u></u>	 	 	 	
追 法		四年 沙尔宁小井上			1 i	ĺ	į	1	1 1	i	i	i	į	Í	1	1	i	i	i	į	Í	İ	Í	Í	1	, '	ıİ	i	į	2	.	
道 法	168	甲種 消防設備士				<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	<u>i</u> .	j	<u>i</u>		<u> </u>	⊥_	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u> _		<u> </u>	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	<u> </u>	Ļ	<u> </u>	<u> </u>	L.		i	i_		-	

業種別技術職員コード表 2/4

		YF +67 (-7 /)												建	没業	の種	重类	Ę										
	コード	資格区分	土	PC 0	皇 ブ	大左	ع =	法	石	屋 電	管	タ	鋼材	喬 筋	新舗	し	板	ガ	全 队	内	機	絶	通属	井	具;	水消	清	角
	171	建築大工(1級)			2	2																						
	271	建築大工(2級)			-	1																			П			
	164	型枠施工(1級)			2	2	2	2																	П			
	264	型枠施工(2級)			-	1	1	1											T						П		T	
	172	左官(1級)				2	2																		П		T	
	272	左官(2級)			T	1								T					T						П		T	
	157	とび・とび工(1級)					2	2																	П		T	2
	257	とび・とび工(2級)			Ī		1	1																	П		Ī	1
	173	コンクリート圧送施工(1級)					2	2																	П			
	273	コンクリート圧送施工(2級)			T		1	1																	\prod		T	
	166	ウェルポイント施工(1級)			\dagger		2	2					\top	\top	T		7						1		П		T	
	266	ウェルポイント施工(2級)			\dagger		1	1					\top	T	\top										П		T	
	174	冷凍空気調和機器施工 • 空気調和設備配管(1級)			1						2								T						П		T	Γ
	274	冷凍空気調和機器施工 • 空気調和設備配管(2級)			Ť						1			Ť											П		T	
	175	給排水衛生設備配管(1級)	Ħ		Ť						2		\dagger	Ť									1		\sqcap	1	T	
	275	給排水衛生設備配管(2級)			T		T				1				T				T				\top		П		T	
	176	配管・配管工(1級)			\dagger		T				2				T				T				\top		\sqcap		T	
	276	配管・配管工(2級)			\dagger		T				1		\top	T	\top				T				\top		\sqcap		T	
	170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)			\dagger				2	2	2		T				2						T		П		T	
	270	建築板金「ダクト板金作業」(2級)			\dagger		\dagger		+	1	1		\dagger	1	\dagger		1		T				+		\sqcap	\dagger	T	T
暗	177	タイル張り・タイル張り工(1級)			T		1					2			T								1		П		T	Г
業	277	タイル張り・タイル張り工(2級)			\dagger		\dagger					1	+		\dagger				Ť				\dagger			\dagger	T	r
力	178	築炉・築炉工・ れんが積み (1級)			\dagger		T					2	T	Ť	T		1		T				\top		\sqcap	\dagger	T	\vdash
職業能力開発促進法	278	築炉・築炉工・ れんが積み (2級)			\dagger		\dagger					1	\dagger	Ť	\dagger		1		Ť				\dagger		\sqcap	\dagger	T	T
促 進	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)			\dagger		T		2			2	1	1	T				T				\top		П		T	T
法	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)			\dagger				1			1							T				\top		П		T	T
	180	石工・石材施工・石積み(1級)			\dagger		\dagger		2				+	\dagger	T		1		T				\top			1	\dagger	T
	280	石工・石材施工・石積み(2級)			\dagger		T		1				\top	\dagger	T				T				T		П		T	Г
	181	鉄工・製罐(1級)			\dagger		T						2 2	2	T				T				1		\sqcap		T	
		鉄工・製罐 (2級)			†		T						1 -	1	T			\top	T				\top		П	\top	T	
		鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)(注3)			\dagger		\dagger							2	2				T				Ť		П	\dagger	T	l
※ 等級区分が2級の場	282	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級) (注3)			\dagger		T						1	1					T				\top		П		T	
合は、合格 後3年以上 の実務経験		工場板金(1級)															2		T				\dagger				T	
の実務経験を要する。	283	工場板金(2級)	\Box		$^{+}$		T				T			\top	T		1		T				\top		П	\dagger	T	
C & 7 & 0 .	184	板金・建築板金・板金工(1級)(注4)			\dagger		T		1	2			\top	\top	T		2		T				\top		П	\top	T	
	284	板金・建築板金・板金工(2級)(注4)			\dagger		T			1			+	+	T		1		\top				\top		\prod	1	T	T
	185	板金・板金工・打出し板金(1級)			Ť		T				T		Ť	Ť	Ť		2	Ť	Ť				Ť		П		T	
	285	板金・板金工・打出し板金(2級)	П		Ť								\dagger	Ť		П	1						\dagger		\sqcap	1	T	
	186	かわらぶき・スレート施工(1級)	Ħ		+				2	2			+	1									+		\prod		T	
	286	かわらぶき・スレート施工(2級)			Ť	İ				÷			\dagger	Ť					Ť				Ť		Π	\dagger	T	
	187	ガラス施工(1 級)	$\ \cdot \ $	1	†		+			1			\dagger	†	+		1	2					+		П	+	T	
	287	ガラス施工(2級)			+								+	\dagger		П		1			П		\dagger		\sqcap	+	T	
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)												+				2	2						П	+	T	
		塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)			+								+	+				-	1				+		П	+	t	
		建築塗装・建築塗装工(1級)			+								+	\dagger				2	2						\sqcap	+	\dagger	-
		建築塗装・建築塗装工(2級)	Ħ		Ť	Ť	\dagger			\dagger			+	Ť	\dagger			-	1				İ		Ħ	\dagger	t	
			+	PC 3	1	大	= _}	法	石	翠 運	答	Q f	湖林	喬 舒	五 4 章	1.	板	ガゞ	金配	5 内	椒	絡:	甬 厚	1 #		水消	道 洼	伊

業種別技術職員コード表 3/4

	コード												建記	2業	の種	類							<u> </u>		
				± PC	建	大左	ح	法石	屋	電	堂 夕	鋼	橋筋	舗	し板	ガ	塗	方内	機系	絶通	園力	‡	水	消清	解
	190	金属塗	装•金属塗装工(1級)														2								
	290	金属塗	装・金属塗装工(2級)														1								
	191	噴霧塗	装(1級)														2	T		\top			T	T	T
	291	噴霧塗	装(2級)				\Box		\dagger	\Box	1		\top		\top		1	\top		\dagger				\top	T
									\dagger	\Box			+		+		2	┪		\dagger				\top	\dagger
			・貴工(1級)						\dagger	H	\dagger		+		+			2		+			+		\dagger
			・貴工(2級)	╂┼			H		+	╁	+		+	H	+	H		1-		╁			\dashv	+	+
			<u> </u>	╂┼					$\frac{\perp}{1}$	$\frac{1}{1}$	+	+ +	+		+			2		+			\dashv	+	\dotplus
業 能				╁	$\frac{1}{1}$		╫		╁	\vdash	+	╫	+	$\frac{1}{1}$	+			1	\vdash	┿	\vdash		\dashv	+	+
力			け施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工(2級)	╂	H		H		+	₩	+	╫	+	$\frac{1}{1}$	+	H		+	╀	$\frac{1}{2}$	╀		\dashv	+	+
用 発			施工(1級)	 					+	╀	+		<u> </u>		- -			+	2	2			\dashv	+	+
職業能力開発促進法			施工(2級)	┢			H		╀	₩	-	-	-		-			\perp		1			\dashv	\dotplus	\dotplus
			作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	┡					<u> </u>	Ш	_	<u> </u>	_		_			븯		┿		2	+	\bot	<u> </u>
	295	建具製	作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)						<u> </u>	Ш	_							_				1	\perp	\bot	\perp
※ 等級区分	196	造園	(1級)				Ш			Ш						Ш			Ш		2			\bot	
が2級の場 合は、合格	296	造園	(2級)																		1				
後3年以上 の実務経験	197	防水施	工(1級)														2	2							
を要する。	297	防水施	工(2級)				\prod			\prod		П				\prod		1							
	198	さく井	(1級)																		2	2			T
			(2級)		П		П		1	Ħ	\dagger		\dagger		\dagger	П			Ħ	\dagger	1 1	1	\top	\dagger	\dagger
			3技能者	 		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	0	につ	しいて	[2]	点 (名	 子基	<u></u> 準2	<u>.</u> 業種	まで	· で選‡	R可)))	<u></u>	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	<u></u>
			4技能者												<u> </u>										
	7 0 4	0 170	電気工事技能者能力評価基準	 			1 1		-	0	1	I I		J <u> </u>	+ Z ·	λ1 <u>=</u>	<u> </u>	1		0	1 1		T	\top	$\overline{}$
			橋梁技能者能力評価基準	 					+			0		-					 + -	<u> </u>	╂╌┼╴				
				╂┼			0		 -	╂╌┼				-					 -		 				
			造園技能者能力評価基準	╂	ļ		 		-	 ├├-		 -							 -		0				
			コンクリート圧送技能者能力評価基準		·}	ļļ	0		-	 ├├-		. 							} }-		├ ├-		-		
			防水施工技能者能力評価基準	 	ļ		<u> </u>			↓ ↓		<u>.ļļ</u>		<u> </u>		ļļ	()	ļ <u>ļ</u> .	 -	 		, -		-ļ
			トンネル技能者能力評価基準	0	ļ	ļļ	0		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		ļļ		<u> </u>	<u> </u>	<u>.</u>	 				ļ
			建設塗装技能者能力評価基準				<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>					0		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>				<u>.</u>
			左官技能者能力評価基準			0													<u> </u>						
			機械土工技能者能力評価基準	0			0																		
			海上起重技能者能力評価基準	0						\prod					0										
			PC技能者能力評価基準	0			0		Ť	П			С)				1		Ť					1
			鉄筋技能者能力評価基準	†	-		1		†	†	1		С)				1	 -	<u> </u>	 -				1
				†	!		††		†	††	+	† †	С)		†			 	-†	 -				†
				╂╌┼╌		0	†		 -	† †		††						-†	 -	+	 	1			†
			配管技能者能力評価基準	╂╌┼╌	 		††		 -	} } ₍))	╁╌┪		╁		 			 	+	╁╌┼				†
		•⁄	とび技能者能力評価基準	╂╌┼╌	 	-	0		+	╁╌╁		╂╌┪		╫					 		╂╌┼╴				
副		*	切断穿孔技能者能力評価基準	╂┼			 -		+	╂╌┼				-		 			├ ┼-		╂┼-				
定能		令 和		╂			0		+	╂╌┼									├ ┼-		╂				
力 評 価		2	内装仕上技能者能力評価基準	├			 		 	╀╌┼						- 		0	├ ┼-	-	├ ├-	-			-
価		年3	サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準		ļ	 	 		-	├ ├				 					}		├ ├-	0			
基 ※ 各 準 準に		月 3	エクステリア技能者能力評価基準	 	ļ	ļ -	0	C		 ├├-	С) 		ļļ		ļļ			}	<u>.</u>					
おいて、O が付されて		1	建築板金技能者能力評価基準	 	ļļ	ļļ	<u> </u>		0	 		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	С	- 			 	<u> </u>	 	<u> </u>	, -		
いる業種について加点		日時点	外壁仕上技能者能力評価基準	 	ļļ	0) 		<u> </u>	↓ ↓	<u>.</u>	<u> </u>		<u> </u>	_	ļļ	0)	 	<u> </u>	 	<u> </u>			ļ
対象となる。		点	ダクト技能者能力評価基準				<u> </u>		<u> </u>	(O	<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>					
			保温保冷技能者能力評価基準																(Э					
			グラウト技能者能力評価基準				0																 _		
			冷凍空調技能者能力評価基準						1	(Э							1	<u> </u>	<u> </u>					Ţ
			運動施設技能者能力評価基準	0	†	 	0		†	††		1-1		0		 			 + -	†	0				1
			基礎ぐい工事技能者能力評価基準	†	† -	 	0		†	 		†		†		†			 	+	 -				
			タイル張り技能者能力評価基準	†	†	 	†		+	††	С)		11					 	+	 -				†
			道路標識・路面標示技能者能力評価基準				0			╂┼				-			0				╂┼-				
			連路標識・路面標が投能者能力評価基準 消防施設技能者能力評価基準	╂	 		+			╂╌┼		╬╌┪		╂		 			├ ┼-		╂╍╂╌			0	
				╂	 	 	╂╌┦		+	╂╌┼		- 		- 		- 			 -		╂			<u> </u>	
			建築大工技能者能力評価基準		 	0	-			╂╌┼		- 	 			-			 -	+	 -				
			硝子工事技能者能力評価基準	 	ļļ	ļļ	 		 	 . 		ļļ				0			 -		 -				
			ALC技能者能力評価基準	 	ļļ	ļļ	ļļ		 	<u> </u>	С)		ļļ		ļļ			 	<u> </u>	<u> </u>				
			土工技能者能力評価基準	0	ļ	ļļ	0		ļ	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		ļ		<u>.</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>. j j</u>			ļ
			登録圧入工基幹技能者				0		<u> </u>			<u>[</u>													<u> </u>
			登録送電線工事基幹技能者				0			0															
			登録さく井基幹技能者	Π	[П		T		1	7-1	-	П		П		<u> </u>	\Box	T	()			
					i '	i :								i -	:	; ,									

業種別技術職員コード表 4/4

		א א א א א א א א א א א א א א א א א א א									建	設業	の種	類							
	コード	資格区分	土 PC	建	大左	ح	法石	屋	電管	夕釒	岡 橋 :	筋補	し板	页ガ	塗防	内機	絶道	園園	井具	水消	清解
	061	地すべり防止工事 【1年】				1	1												1		
	040	基礎ぐい工事				2	2														
	062	建築設備士 【1年】							1 1												
	063	計装 【1年】							1 1												
	060	解体工事																			2
	064	基幹技能者					講習	修了	ア証に	二記載	の業	種に	つい	て各の	3点(2業和	重まて	(T)			
その他	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11〜98に該当するものを除く)及び第3号該当	1 1	1	1 1	1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1
			± PC	建	大左	ع =	法石	屋	電管	夕釒	岡橋	筋調	し板	页ガ	塗防	内機	絶通	園園	井具	水消	清解

備考

- ・資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様 式第9号(実務経験証明書)が必要となります。
 - (注1) 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
 - (注2) 鉄工:昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
 - (注3) 鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
 - (注4) 板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、 選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
 - (注5) 土木:昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
 - (注6) 塗装:昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

【解体工事業の技術者要件について】

平成28年5月31日までにとび・土工工事業の技術者要件を満たした方を解体工事業の技術者要件を満たす者とみなす経過措置は令和3年6月30日で終了しました。よって、従前の附則第4条該当コード(例:11Cなど)の技術者は業種コード「29(解体)」は選択できませんのでご注意ください。附則第4条に該当していた技術者を解体工事業の技術者として掲載する場合は、「解体工事に関する実務経験が1年以上あること」又は「登録解体工事講習を受講したこと」を証明したうえで、末尾が数字の有資格区分コードを使用してください。

また、附則第4条に該当していた技術者が「29(解体)」以外の業種を選択する場合は、同じ資格の数字のみのコードを使用してください。

例

11C(1級土木施工管理技士) → 113

22B(2級建築施工管理技士(躯体)) → 222

(第3条関係) 様式第9号 下記の者は、

実務経験証明書

下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。 エ事に関し、 匹 件 令和

Ш

괚 温 尴

技術者の氏名	生年月日	世界 イタイ 田間	年 月から
使用者の商号又は名称		三条1777年1711年1711年1711年1711年1711年1711年171	年 月まで
職	実務経験の内容	実務	経 験 年 数
		らか 日 本	ら 年 月まで
		年 月から	ら 年 月まで
		年 月から	ら 年 月まで
		年 月から	ら 年 月まで
		らか 日 から	ら 年 月まで
		年 月から	ら 年 月まで
		年 月から	ら 年 月まで
		年 月から	ら 年 月まで
		年 月から	ら年月まで
		ら心 日 事	ら 年 月まで
		合 計 満	年 ヶ月
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由	sが 由	証明者と 被証明者との関係	
記載要領 1	この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、	重類ごとに、被証明者1人について、	ハて、証明者別に作成すること。

この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。 内容確認のため、証明者に問合せをする場合があります。 - 0 0 4 **※**

出向協定書

令和 年 月 日

例示

出向元(甲)

印

出向先(乙)

钔

出向社員の氏名・所属・職名・出向期間等 ①氏名 甲における 乙における勤務箇所 生年月日 出向期間 (社員コート゛) 所属・職名 • 職名 平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日 まで 乙が甲に支払う金員(①及び②) 従事する業務の内容 ② 超過勤務手当、夜勤手当 ① 負担金月額 超過勤務手当、夜勤手当と して乙が甲に支給した額 ②氏名 甲における 乙における勤務箇所 生年月日 出向期間 (社員コート゛) 所属・職名 • 職名 平成・令和 月 日 年 から 平成・令和 年 月 日 まで 乙が甲に支払う金員(①及び②) 従事する業務の内容 ① 負担金月額 ② 超過勤務手当、夜勤手当 超過勤務手当、夜勤手当と して乙が甲に支給した額 甲における 乙における勤務箇所 ③氏名 生年月日 出向期間 (社員コート゛) 所属・職名 • 職名 平成•令和 年 月 日 から 平成・令和 月 日 年 まで 乙が甲に支払う金員(①及び②) 従事する業務の内容

① 負担金月額

② 超過勤務手当、夜勤手当

超過勤務手当、夜勤手当として乙が甲に支給した額

用 約 雇

被	フリカ	` †					
	氏	名	生年月日	昭和 平成	年	月	日
用	本 籍	地					
者	現住	所					

契	. 約 条	項
雇用期間	 期間の定めなし 雇用期間 平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで 	賃 金
従事する業務 の種類		基 本 給 月給 日給 円
(会社住所) 就業の場所		手当
就業の時間	午前時分から午後時分まで	計
その他	割増賃金の率 割 分 賃金締め切日	休憩時間
C 07 (E	日 賃金支払い日 日	
	上記以外の労働条件は就業時間規則	(又は、労働基準法)による。
令和	年 月 日	
	雇用主	
	被用者	印

- 1. 雇用期間欄のうち、雇用期間に定めがないものは入社日を記入のこと。 2. 手当欄は基本給以外に、毎月支給される手当があれば、記入のこと。 3. 太枠の中は必ず記入のこと。 注

令和6年度 経営事項審査 事前確認(技術職員名簿等)チェックリスト ※チェック後同封してください

会社名

確認年月日 許可番号

書類の提出から返却までに一月程度要する場合もありますので、社会保険関係等の資料が揃っていない場合でも自社で用意できる書類のみを先行して提出してください。不足書類は揃い次第、郵送又はFAXにて対応可能です。 但し、後日不足書類を送る際は 許可番号と追加書類であることを封筒に記載してください。

1		通番	提出書類	チェック項目		ック欄 書き)		
変換過級情勢に(決事のの)		1	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書の写し(審査基準日時点で最新の情報のもの)				
	の 場 2		役員報酬欄写し(決算書の⑭)	審査基準日までの決算書のものか				
中		2		常勤、非常勤の記載がされているか				
中国	の人場事 3		所得税の確定由失業の写 し	税務署の収受印、税理士の判、電子申請のデータ詳細のいずれかがあるか				
### 14		3		専従者がいる場合、金額、従事月数等の記載がされているか				
大学の	請者が作成	4		申請月日、郵便番号、住所、電話、FAX番号、許可番号、審査基準日等漏れがないか				
接続 接続 日 時			その他職員名簿内容確認願	審査基準日及び経審を受けようとしている業種に誤りはないか				
「			壮	新規掲載者は今回初めて載せる方か(以前一度でも載った方は対象外)				
************************************			技術 概貝名溥	年齢は審査基準日時点での満年齢か				
# 超元でいる者) 表題下のページ数、CPD単位取得数(なければり)等 記載漏れはないか 接近に間速いはないか ※ 元森所上指名順心を提出する場合と提出しない場合で特定が異なります。	る	5		若い方から年齢順に記載されているか				
# 建設業に常達いほないか。				表題下のページ数、CPD単位取得数(なければ 0)等 記載漏れはないか				
************************************	名簿は各2部提							
大数の記載、合計に類りはないか ※ 以下 7.8 の名簿は「名簿作成チェックフロー」で確認し、該当者がいる場合は提出してください。		6		許可番号(00又は02-6桁)、審査基準日、従事内容に誤りや記載漏れはないか				
### 2017				人数の記載、合計に誤りはないか				
10		* L	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
□ 以下、常動確認書類は、通番4~8 の各名簿に掲載されている方全員分を提出してください。 2		7	CPD単位を取得した技術者名簿	提出する場合は項番14 の書類も提出	有	無		
日本語時に原本から直接型ビーをとったもので白黒A4で端が切れないようにコビーしているか (縮小、拡大はしない・カラー印刷不可) ※原本から取りいただいていない場合は虚偽申請の対象となりますのでご注意ください ※審査基準日以降に離職した場合は「資格喪失確認通知書」の写し	0	8	技能者名簿	提出する場合は項番15 の書類も提出	有	無		
2	↓以下	、常勤福	確認書類は、通番4~8 の各名簿に	- 掲載されている方全員分を提出してください。	•			
※原本からお取りいただいでいない場合は虚偽申請の対象となりますのでご注意ださい ※原本からお取りいただいでいない場合は虚偽申請の対象となりますのでご注意ださい ※京之基礎日以降に離職した場合は「資格喪失確認通知書」の写し 社会保険標準報酬 決定通知書の写し 流近のもの(賞与可) 審査基準日が4月以降 又は 建設技術センターへの提出が7月以降の場合は原則その年の書類 ※資之基礎届提出後に雇用された者については「資格取得確認通知書」の写しを提出 ※通知書が一覧表の場合で職員の人数が20名以上いる場合、通知書の氏名模に名簿の通番を記載してください。 社会保険が二以上事業の場合と社会保険への加入条件が満たない等で加入していない場合 住民税特別徴収額通知書の写し 直近の事業主通知用(特別徴収義務者用) 電番10、11どちらもない場合 常勤確認資料の優先順位表参照(経審手引きP109) 常査基準日前に交付されているか ※前年度と同一の資格で有効期間の定めがないものは提出不要 審査基準日時点で表裏ともに有効期限内か(5年更新) 名簿に記載した交付番号に間違いはないか 名簿に記載した交付番号に間違いはないか 名簿に記載した交付番号に間違いはないか 第一章基準日時点で表裏ともに有効期限内か(5年更新) 名簿に記載した交付番号に間違いはないか 第一章基準日時点で表裏ともに有効期限内が(5年更新) 名簿に記載した交付番号に間違いはないか 第一章基準日時点で表裏ともに有効期度内がは、10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・1	名		雇用保険資格喪失届の写し					
投資 日本		9		※原本からお取りいただいていない場合は虚偽申請の対象となりますのでご注意ください				
10	掲		※審査基準日以降に離職した場合は「資格喪失確認通知書」の写し					
# 計画	者	10						
※通知書が一覧表の場合で職員の人数が20名以上いる場合、通知書の氏名横に名簿の通番を記載してください。 社会保険が二以上事業の場合と社会保険への加入条件が満たない等で加入していない場合 住民税特別徴収額通知書の写し 直近の事業主通知用(特別徴収義務者用)	常	10	※算定基礎届提出後に雇用された	者については「資格取得確認通知書」の写しを提出				
11 社会保険が一切上事業の場合と社会保険への加入条件が満たない等で加入していない場合 住民税特別徴収額通知書の写し 直近の事業主通知用(特別徴収義務者用) 12 項番10、11どちらもない場合 常勤確認資料の優先順位表参照(経審手引きP109) 技術職員等資格の写し (合格証明書、免状、実務経験証明書等) ※前年度と同一の資格で有効期間の定めがないものは提出不要	確		※通知書が一覧表の場合で職員 <i>0</i>)人数が20名以上いる場合、通知書の氏名横に名簿の通番を記載してください。				
11 住民税特別徴収額通知書の写し 直近の事業主通知用(特別徴収義務者用) 「常動確認資料の優先順位表参照(経審手引きP109) 「技術職員等資格の写し (合格証明書、免状、実務経験証明書等) ・審査基準日前に交付されているか (合格証明書、免状、実務経験証明書等) 「審査基準日前に交付されているか (会格証明書、免状、実務経験証明書等) 「審査基準日前に交付されているか (会格証明書 を対象をとして有効期限内か(5年更新) 名簿に記載した交付番号に間違いはないか 名簿に記載した交付番号に間違いはないか 日本	資		社会保険が二以上事業の場合と社会保険への加入条件が満たない等で加入していない場合					
技術職員等資格の写し		''	住民税特別徴収額通知書の写し	直近の事業主通知用(特別徴収義務者用)				
13		12	項番10、11どちらもない場合	常勤確認資料の優先順位表参照(経審手引きP109)				
13	格等を証明する書							
		13						
14 CPD単位取得証明書 審査対象年度内1年間のものか。								
14 CPD単位取得数算定表								
明 する		14	CPD単位取得証明書	番査対象年度内1年間のものか。 				
書類 作業員名簿 (作業員名簿 最近の 1件分 ※いずれもない場合改めて作成する必要はありません ※名簿の氏名欄に技術者または技能者の通番を記載してください 能力評価(レベル判定)結果通知書 技能者名簿に技能レベル向上者、控除対象者がいる場合は添付する (経理事務士等資格の写しまたは講習修了証 5年以内に交付されたもの(経営事項審査の手引き P35参照)		14						
16 経理事務士等資格の写し 5年以内に交付されたもの(経営事項審査の手引き P35参照) 6世現中誌まる場合に添けまる。		15		最新のもの1件分 ※いずれもない場合改めて作成する必要はありません				
16 または講習修了証 5年以内に交付されたもの(経営事項番重の手引き P33参照)			能力評価(レベル判定)結果通知書	技能者名簿に技能レベル向上者、控除対象者がいる場合は添付する		•		
代理申請する場合に添付する		16						
17 変任状 (行政書士が代理申請する場合は、経営事項審査申請書に添付する委任状の写しでも可)		17	委任状	代理申請する場合に添付する (行政書士が代理申請する場合は、経営事項審査申請書に添付する委任状の写しでも可)				
18 宛名・切手貼付の返信用封筒 切手料金に不足が生じる場合は「不足分受取人払」で送付させていただきます。		18	宛名・切手貼付の返信用封筒	切手料金に不足が生じる場合は「不足分受取人払」で送付させていただきます。				

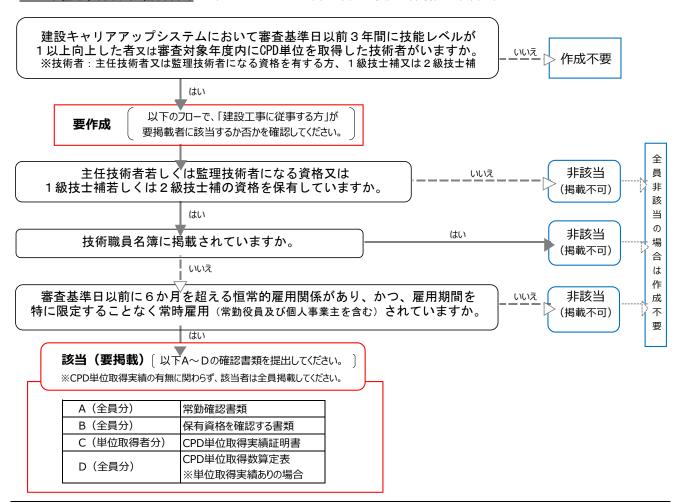
- 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類には黒塗りで提出してください。
- ・資料の種類ごとにまとめ、それぞれ名簿順に並べてください。

- ・確認書類が揃っていても、非常勤や一定の出勤が認められない場合など名簿に掲載できない場合があります。
- ・行政書士による代理申請をする場合は、青森県建設業ポータルサイト「行政書士による建設業許可申請等の代理申請について」をご確認ください。
- ・書類の提出から審査まで最大1ヵ月程度かかるため、後日最新の資料を求めることがあります。

名簿作成チェックフロー

※CPD単位を取得した技術者名簿及び技能者名簿は、作成不要となった場合でも、名簿の提出が不可となるものではありません。 希望する場合は名簿の内容確認を行いますので、名簿及び確認書類を(公財)青森県建設技術センターに提出してください。

CPD単位を取得した技術者名簿 以下のフローにより、CPD単位を取得した技術者名簿作成の要否を確認してください。



技能者名簿 以下のフローにより、技能者名簿作成の要否を確認してください。

